

国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則

平成16年4月1日制定
平成16年細則第13号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第26条第2項の規定により、初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定める。

(職員の範囲)

第2条 給与規程第26条第1項の「別に定める職員」は、次に掲げる部局等の職員であり、その採用等が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年を経過するまでの期間内に行われたものとする。

- (1) 医学部
- (2) 医学部附属病院
- (3) 各附属施設（挟間キャンパスに所在し、学長が必要と認めるものに限る。）
- (4) 保健管理センター
- (5) その他、前号までに掲げる部局等以外のうち、学長が特に認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第3条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修修了者は6年、実地修練修了者は5年）を超えることとなる職員（大学院の博士課程の所定の単位を取得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内に採用等された職員を除く。）については採用等の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、この手当が支給されていたものとして調整された額を支給する。

2 離職により手当を支給されなくなった後に再び採用により再び初任給調整手当を支給される職員となった場合、前項の規定による支給期間に、既に支給されていた期間に相当する期間を加えた期間を算出し、その期間が35年を超えることとなる場合は、その超えることとなる期間に相当する期間この手当が支給されていたものとした場合における期間及び支給額とする。ただし、35年を超えない場合は、前項による支給期間及び支給額となる。

3 初任給調整手当を支給されている職員が休職（労災による休職を除く。）にされ、派遣職員として派遣され、又は交流派遣をされた期間は、支給期間に含まれないが、専従休職、育児休業又は介護休業の承認を受けた期間は、支給期間に含まれる。

(その他)

第4条 初任給調整手当は、職員の給与が給与規程第36条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

(雑則)

第5条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年細則第9号）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成26年細則第13号）

- 1 この細則は、平成27年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成27年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年細則第4号）

- 1 この細則は、平成28年3月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成28年3月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年細則第32号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成29年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成29年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成28年細則第42号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第23号）

- 1 この細則は、平成30年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成30年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年細則第31号）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成31年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成31年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年細則第25号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和6年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

別表（第3条関係）

期間の区分	月額	期間の区分	月額
1年未満	51,100円	18年以上 19年未満	29,700円
1年以上 2年未満	51,100円	19年以上 20年未満	28,300円
2年以上 3年未満	51,100円	20年以上 21年未満	26,900円
3年以上 4年未満	51,100円	21年以上 22年未満	26,300円
4年以上 5年未満	51,100円	22年以上 23年未満	25,700円
5年以上 6年未満	51,100円	23年以上 24年未満	24,700円
6年以上 7年未満	49,300円	24年以上 25年未満	24,100円
7年以上 8年未満	47,500円	25年以上 26年未満	23,500円
8年以上 9年未満	45,700円	26年以上 27年未満	22,900円
9年以上 10年未満	43,900円	27年以上 28年未満	22,300円
10年以上 11年未満	42,100円	28年以上 29年未満	21,500円
11年以上 12年未満	40,300円	29年以上 30年未満	21,200円
12年以上 13年未満	38,500円	30年以上 31年未満	20,800円
13年以上 14年未満	36,700円	31年以上 32年未満	20,200円
14年以上 15年未満	35,300円	32年以上 33年未満	19,300円
15年以上 16年未満	33,900円	33年以上 34年未満	18,400円
16年以上 17年未満	32,500円	34年以上 35年未満	17,700円
17年以上 18年未満	31,100円		
備考：この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用等の日以後の期間を示す。			